

# せんだい健幸省エネ住宅ロゴマーク使用基準

(令和5年9月29日環境部長決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、せんだい健幸省エネ住宅ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 「ロゴマーク」の積極的な活用により、高断熱住宅の魅力や効果を市民や事業者へ伝え、市内において高断熱住宅が普及することを目的とする。

(ロゴマークを使用できる者)

第3条 ロゴマークを使用できる者は次に掲げる者とする。

- (1) せんだい健幸省エネ住宅の設計、施工又は販売を行う者
- (2) せんだい健幸省エネ住宅の基準を満たすうえで使用する建材又は設備の製造又は販売を行う者
- (3) 前各号に該当しない者で、せんだい健幸省エネ住宅等の宣伝広告の活動を行う際にロゴマークを使用することが適当と認められる者

(申請および承認)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、せんだい健幸省エネ住宅ロゴマーク使用申請書（様式第1号）を環境局脱炭素都市推進部脱炭素政策課長あてに提出し、承認を得ること。

- 2 仙台市高断熱住宅普及促進協議会の構成団体にあたっては、申請書の提出なくロゴマークを使用することができる。なお、環境局脱炭素都市推進部脱炭素政策課より照会があった場合にはロゴマークの活用状況について報告すること。

(使用上の遵守事項)

第5条 仙台市の高断熱住宅普及促進に寄与することを目的に使用することとし、次に掲げることを遵守するものとする。

- (1) 「せんだい健幸省エネ住宅ロゴマークデザインガイドマニュアル」を遵守すること。
- (2) 第三者がロゴマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。
- (3) ロゴマークの使用によって発生した知的財産権及び環境局脱炭素都市推進部脱炭素政策課が提供するロゴマークの電子データを第三者に譲渡し、又は転与しないこと。
- (4) ロゴマークは、申請した使用目的及び使用用途のみで使用すること。

2 次の各号に該当する使用は認めない。

- (1) 特定の個人又は団体等の売名に利用しようとする場合
- (2) 特定の商品の販売促進に利用しようとする場合
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (4) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に利用する場合
- (5) 営利目的で利用する場合（ロゴマークに特化した商品等。ただし、環境局脱炭素都市推進部脱炭素政策課の許可を得た場合を除く）

- (6) ロゴマークの趣旨と異なる利用をする場合
- (7) 仙台市が行う事業又は支援等を行う関連事業を推進する上で支障が生ずるおそれがある場合
- (8) 前各号のほか、環境局脱炭素都市推進部脱炭素政策課長が不適当な使用と判断する場合

(承認の取消し)

第6条 使用者がロゴマークを不正に使用したと認められる場合、脱炭素都市推進部脱炭素政策課は使用の承認を取消すことがある。

- 2 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合、使用責任者が一切の責任を負うこと。また、問題が発生した場合は、すみやかに環境局脱炭素都市推進部脱炭素政策課長へ報告するとともに、対策を講じること。

(使用期間)

第7条 申請により承認された使用内容が終了するまでとする。ただし、使用が継続的な場合は、脱炭素都市推進部脱炭素政策課長からの使用の終了または使用者から使用を取りやめる旨の連絡がない限り、各年度の4月1日から翌年度の3月末日までを承認期間として、毎年度ごとに自動的に更新する。

(賠償責任等)

第8条 環境局脱炭素都市推進部脱炭素政策課はロゴマークの使用に伴って、使用者に生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用に伴い事故又は苦情が発生した場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、環境局脱炭素都市推進部脱炭素政策課は、それに関する一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、ロゴマークを使用した物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、環境局脱炭素都市推進部脱炭素政策課は、それに関する一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 この基準に定めていない必要な事項については、環境局脱炭素都市推進部脱炭素政策課長が別に定める。

附 則

この基準は、令和5年9月29日より施行する。

附 則 (令和6年4月1日改正)

この改正は、令和6年4月1日から実施する。